

## 諮問事項（９）

川口都市計画特別緑地保全地区の変更について

2 5 1 1 1 8 都計審 1 6 1 － 9

# 川口都市計画特別緑地保全地区の変更について

## 1 特別緑地保全地区の概要

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為などの一定の行為制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、豊かな緑を将来に継承することを目的とする制度であります。

なお、都市緑地法第12条に基づくものであり、都市計画法第8条に規定される地域地区のひとつであります。

## 2 本市において過去に指定した地区

### 東内野前町保全緑地

都市計画決定名称 【東内野前町特別緑地保全地区】

決定面積/決定時期【約0.3ha/平成20年3月】

### 金崎斜面林保全緑地

都市計画決定名称 【金崎特別緑地保全地区】

決定面積/決定時期【約1.4ha/平成20年3月】

### 東内野前町東保全緑地

都市計画決定名称 【東内野前町東特別緑地保全地区】

決定面積/決定時期【約1.0ha/令和4年5月】

### 3 指定地区の概要

本計画の「西新井宿松山特別緑地保全地区」は、平成25年4月1日に当市条例における保全すべき緑地として指定した西新井宿松山保全緑地及び同緑地に隣接している山林であり、「川口市緑の基本計画」において、既存の緑地や水辺を保全する「緑の保全エリア」に位置づけられている、市域の北部に位置しております。

現況はシラカシ、コナラ、クヌギ等の雑木やモウソウチクで形成された山林で、猛禽類等の鳥類や昆虫類の生息が確認されております。

近隣に担保性の高い緑地である、川口市立グリーンセンター及び赤山自然歴史公園（イイナパーク川口）があります。

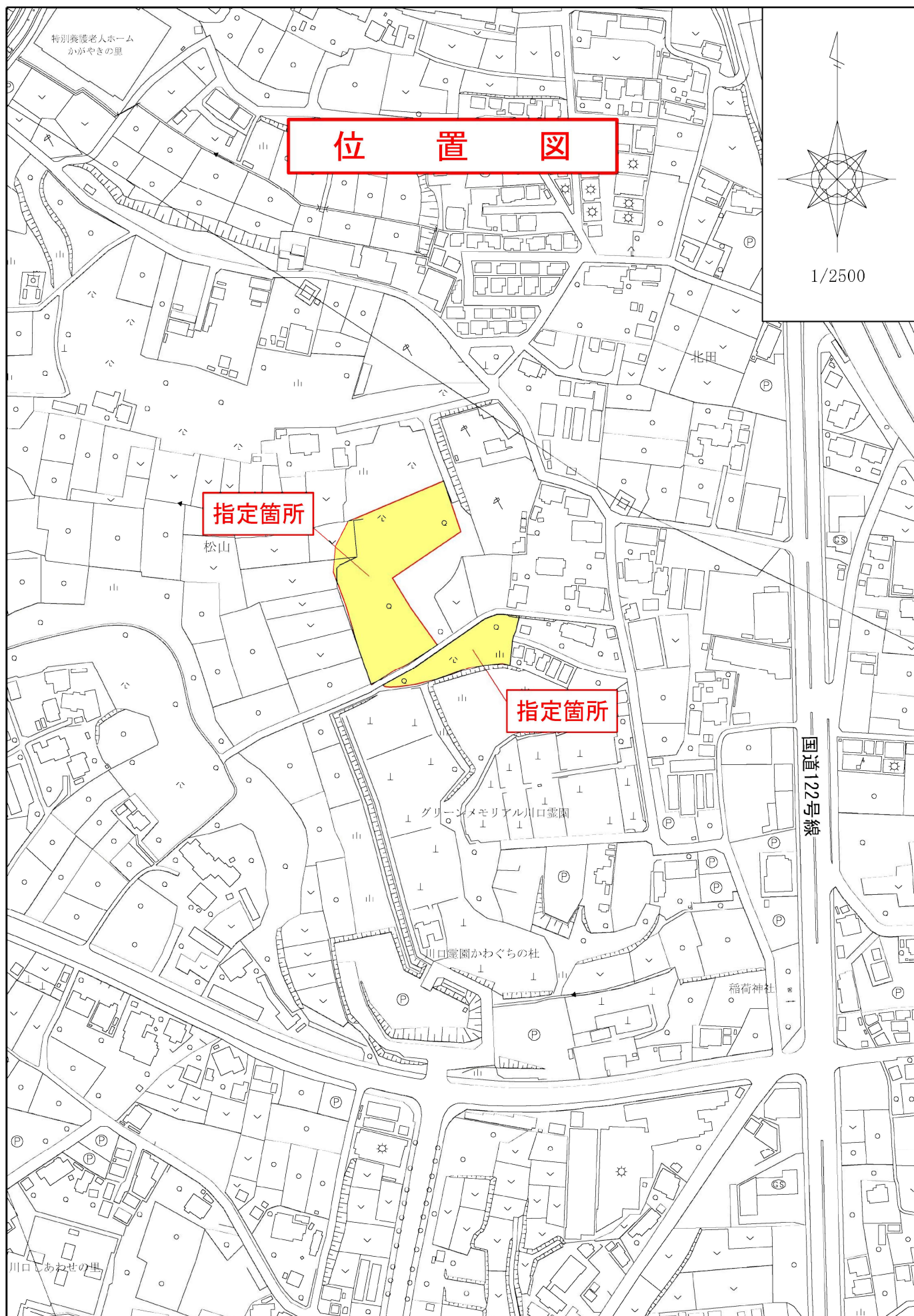
### 4 指定の理由

前述のとおり、本計画の「西新井宿松山特別緑地保全地区」には、近隣に担保性の高い緑の拠点である、川口市立グリーンセンター及び赤山自然歴史公園（イイナパーク川口）が存在します。特別緑地保全地区指定により当該地の緑地機能を恒久的に維持することとなり、3つの緑地が連続することによる相乗効果が期待され、エコロジカルネットワークの新たな緑の拠点として重要な役割を果たすと考えます。また、恒久的に緑地機能の保全を行うことは、動植物を保護することに繋がり、生物多様性の確保に資すると考えます。

以上の理由から、緑地機能を恒久的に維持することで、本市の良好な環境形成・生物多様性の確保に資するため、以下のとおり都市計画決定を行うものです。

都市計画決定名称 【西新井宿松山特別緑地保全地区】

決定面積/決定時期【約0.39ha/令和7年12月予定】





西新井宿松山保全緑地  
(特別緑地保全地区指定予定)

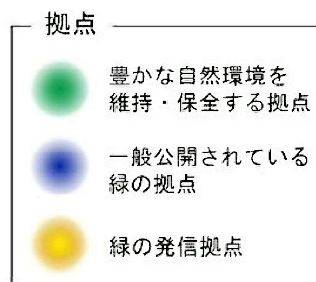
都市的土地利用との共存に  
より緑を保全する区域  
(安行近郊緑地保全区域\*)

既存の緑地や水辺を  
保全するエリア

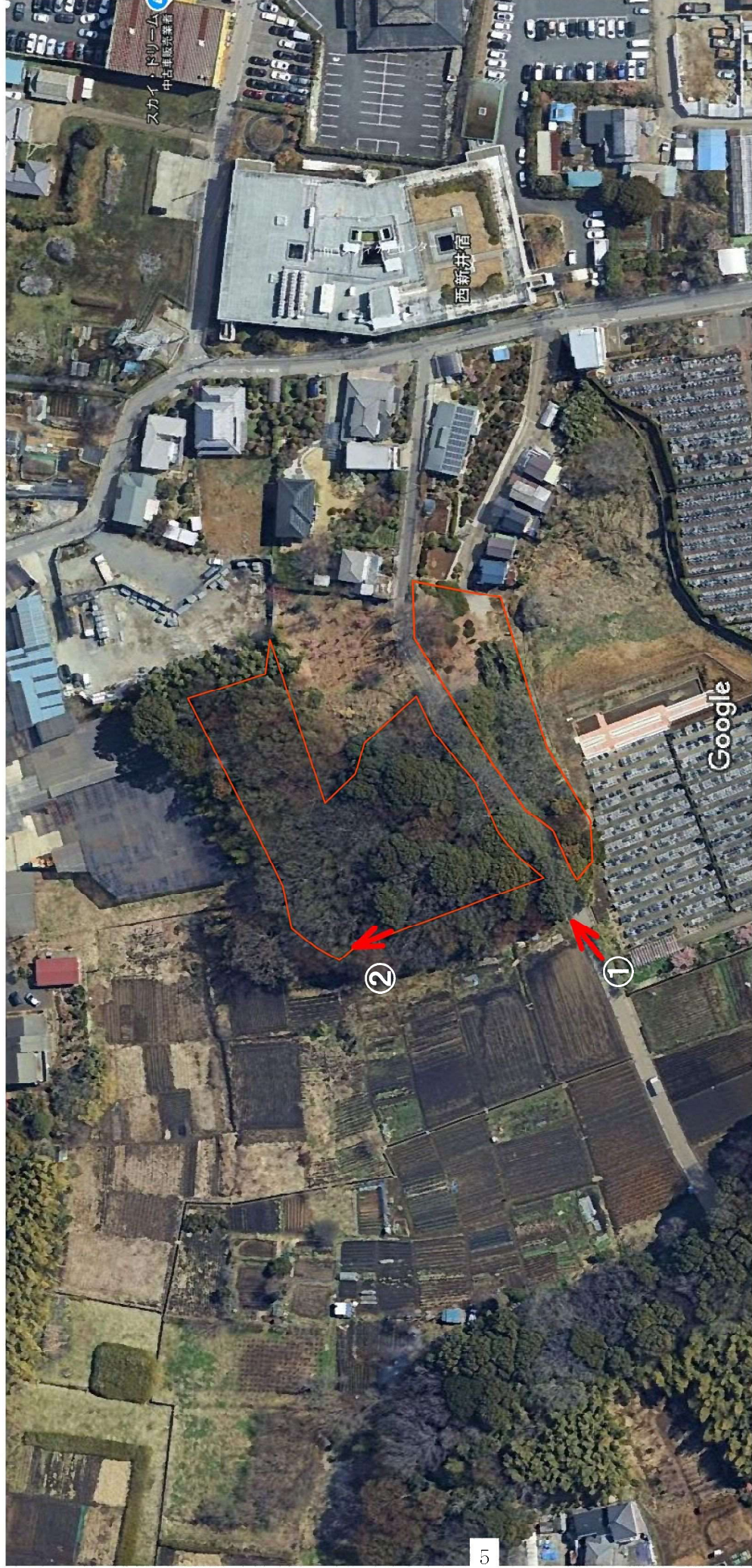
東内野前町保全緑地  
(特別緑地保全地区)

周辺環境との調和を図りつつ、  
新たな緑を創出するエリア

市域を流れる大小様々な  
河川や水路による重要な  
水の骨格











## 特別緑地保全地区の指定までの流れ

